

社会福祉法人六郷仙南福祉会
役員及び評議員の報酬並びに費用弁償等に関する規程

平成25年5月22日
規程第55号
改正 平成25年10月29日
規程第57号
改正 平成28年12月20日
規程第68号
改正 令和2年11月5日
規程第83号

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人六郷仙南福祉会（以下「当法人」という）定款第9条及び第24条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、次のとおり報酬等を支給する。

- (1) 理事長の報酬は、月額 50,000円とする。
 - (2) 非常勤役員等（理事長を除く）については、報酬を支給しないこととし、法人業務を行う場合には費用を弁償する。ただし、交通費の実費が次条の費用弁償額を超える場合は、旅費規程に基づき、その実費相当額を別途支払うことができる。
- 2 前項に規定された報酬は、選任された月から支給し、支給日は、法人職員に支給する給与の例による。
- 3 報酬を受けていた役員等が、任期満了、辞職、死亡等によりその職を離れたときは、その月までの報酬を支給する。
- 4 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(費用弁償及び旅費)

第3条 役員等が理事長の招集した会議、入札、決算監査等に出席したときは、費用弁償を支給する。なお、報酬と費用弁償との重複支給は行わない。

- 2 費用弁償の額は、日額5,000円とする。
- 3 職員である理事への費用弁償は支給しない。
- 4 役員等が職務のため旅行したときは、旅費規程に基づき旅費を支給する。

(公表)

第4条 当法人は、この規定をもって、社会福祉法に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第5条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則 (平成25年5月22日規程第55号)

この規程は平成25年4月1日から適用する。

附 則 (平成25年10月29日規程第57号)

この規程は平成25年10月1日から適用する。

附 則 (平成28年12月20日規程第68号)

この規程は平成29年4月1日から適用する。

附 則 (令和2年11月5日規程第83号)

この規程は令和2年11月5日から適用する。